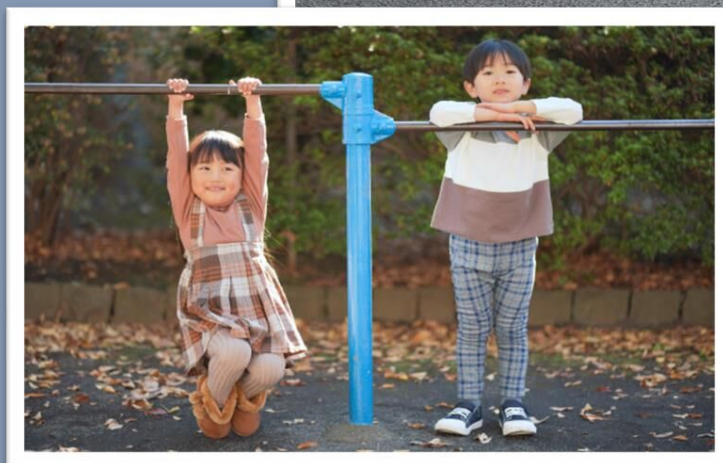


安全計画・安全対策見直しのための チェックポイント



【本チェックポイントの使い方】

- 本チェックポイントは、安全計画や安全に関わる各種マニュアル類（事故防止マニュアル、防災マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等）を策定済みの放課後児童クラブにおいて、安全計画やマニュアル類の実効性向上に向けた見直しを検討するためのものです。放課後児童クラブは、安全計画やマニュアル類の実効性を向上させ、運用することで、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う必要があります。
- 「チェックポイント」シートの各チェック項目について、「評価の着眼点（解説）」も参照しながら、「○：実施しており問題ない」、「△：改善の余地がある」、「▲：大きく改善の余地がある」「×：実施していない」の4段階で評価をつけてください。回答に迷う場合は、一番近いと考えられるものを選択してください。
- 「総括および今後の対応」シートには、チェックポイントで記載した「○」「△」「▲」「×」の4段階評価が反映されます。「△」「▲」「×」となった項目については、「今後の対応策・対応時期」欄に、今後の対応策および対応時期を記載してご活用ください。安全計画・マニュアル類の見直しに際しては、別配布の「放課後児童クラブにおける安全計画策定のための解説マニュアル」や各種マニュアルのサンプルもご参考ください。
- 評価結果、今後の予定や評価時の気づき事項等は、職員間で共有してください。

参考文献

- ・ 厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017年）
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生省令第63号）

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果 (※)
(1) 安全計画				
安全計画の策定	1	安全計画を策定している。 ※令和6年3月31日まで努力義務	●施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行う必要があります。	
研修・訓練	2	安全計画において、職員への定期的な研修・訓練の実施について規定している。	●策定した安全計画について、事業所・施設長や法人の理事長など放課後児童クラブ等の運営を管理すべき立場にある者（以下「運営主体」）は、実際に児童への支援等を行う放課後児童クラブ等職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に行なう必要があります。	
保護者への周知	3	安全計画に基づく取組の内容等の保護者への周知について規定している。	●放課後児童クラブの運営主体は、利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければなりません。	
計画の見直し	4	安全計画の定期的な見直し、必要に応じた変更について規定している。	●放課後児童クラブの運営主体は、PDCAサイクル（Plan：計画→Do：実行→Check：評価→Action：改善）の観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う必要があります。	
(2) 事故やケガの防止と対応（含む救急対応）				
事故防止マニュアルの策定	5	事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成している。	●事故やケガの防止のために日常においてどのような点に留意すべきか、また、事故やケガが起きそうになった場合、あるいは起きた場合にどのように対応して被害を少なくするかといったことについて、日常の行動にいかすための事故防止マニュアルを整備する必要があります。	
安全点検（危害要因の洗い出し）	6	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するための、室内・屋外の環境の安全点検（遠足等行事の安全点検も含む）、点検結果を踏まえた必要な補修等の実施について規定している。	●放課後児童クラブの中で児童が遭遇する危険として最も頻度が高いのは、日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガです。施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もありますので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所および遊具等について日常的に安全を確認することが求められます。 ●施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検します。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行います。 ●なお、安全点検の対象には、近隣の公園に行く場合や遠足等の放課後児童クラブの外で活動する場合の環境も含まれます。遠足等の場合は、行き帰りの経路や現地の状況を、天候や交通事情等も含めて事前に調べることが必要です。	

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果（※）
訓練・研修	7	事故防止マニュアルに沿った職員の訓練・研修について規定している。	●事故防止マニュアルを効果的に活用できるように、訓練や研修を行う必要があります。特に、事故やケガが起きた場合を想定した実地の訓練は、実際に事故等が発生した際の迅速な対応につながるため、様々なケースを想定して定期的に行うことが必要です。	
児童への安全指導	8	児童が自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるための、職員による児童への安全指導について規定している。	●放課後児童クラブにおける活動の中では、危険につながる可能性のあることに児童自らが気付いて対処できる、直接の危険に遭遇した時に自分で被害を防ぐあるいは最小限に留めるなど、児童自身が危険を回避できるようにしていくことも求められます。児童が遭遇する危険は、児童の発達段階、児童が置かれている状況や行動の内容によっても異なります。児童が自ら危険を回避できる力を育てていくためには、児童の発達段階や場面あるいは状況に応じた適切な援助が求められます。	
食物アレルギー事故、窒息事故の防止	9	おやつ提供に際しての食物アレルギー事故、窒息事故等の防止対策、応急対応について規定している。	<p>●食物アレルギーのある児童については、保護者から、書面および面談により必要事項（アレルギー症状を起こす食品や現れる症状、家庭での対応状況、幼稚園、保育所等での対応の経緯や学校での対応状況、医師の指示等）を聞きとり、相談しながら対応を決めていく必要があります。そして、対応方法と留意すべき事項については、児童本人・保護者・全職員の間で共有します。</p> <p>●食物アレルギー事故、窒息事故等には、危機管理の意識を持って日頃から備えておく必要があります。そのために、緊急時の対応方針を定めた上で運用方法と各職員の役割分担を確認し、対応の手順を全職員の間で周知徹底します。また、緊急時に適切な対応を行うために、職員は、食物アレルギーの症状が現れた場合や窒息等がみられた場合の見極め方や、救急車の要請、「エピペン®」の使用法を含めた対応について、研修等で学びます。</p> <p>●児童がアレルギー症状を起こす食品を食べたり触れたりし（可能性を含む）、アレルギー症状と疑われる様子がみられる場合には、児童から目を離さないよう注意しながら応急処置のために必要な準備を行い、直ちに緊急性を判断することが重要です。緊急性が高いと判断される場合には、すぐに救急車の要請を行い、「エピペン®」の使用、AEDの使用等の心肺蘇生の対応を実施します。保護者への連絡、運営主体の責任者への連絡等を行い、一連の対応について記録をとることや、他の児童への対応も求められます。各手順を、早急かつ確実に進めるためには、日頃から緊急時を想定した訓練を行い、全職員が児童の安全を守る当事者としての認識を強く持って事故の防止に取り組む必要があります。</p> <p>●おやつ提供に際しては、窒息事故の可能性にも留意します。食品を食べやすい大きさにして提供し、よく噛んで食べることを指導するとともに、食べる際の姿勢やおやつ時間（前後を含む）の児童の様子には必ず目を届かせる必要があります。食品が喉に詰まった様子がみられた場合には、救急車を要請する一方で、到着するまでの間は、救急隊員のアドバイスに従って対処を試みます。食物アレルギーの症状への対応と同様に、素早い判断と救急対応、応急処置が肝要です。</p>	
熱中症への対応	10	熱中症への対応として、熱中症の予防、熱中症発生時の対応について規定している。	<p>●熱中症とは、体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動し、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウム等）が失われるなどの脱水状態になり、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れて、体温が急激に上昇することをいいます。</p> <p>●放課後児童クラブの管理下において熱中症事故の発生を未然に防ぐため、職員が適確に判断し、円滑に対応できるよう、取組内容および職員の役割を明確にし、児童等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全職員が共通して理解しておくことが必要です。</p>	

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果 (※)
プール活動への対応	11	プール活動中の事故への対応として、プール活動・水遊びにおける事故防止対策、事故発生時の対応について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故の発生が懸念されます。 ●プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする必要があります。 ●事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行いましょう。 ●放課後児童クラブの運営主体は、職員に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等および119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行うことが求められます。 	
バス送迎時における対応	12	送迎用バスの置き去り防止のための対応について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●近年、教育・保育施設において、送迎用バスに児童が置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案が発生しています。 ●放課後児童クラブにおいても、バス送迎を実施している場合には、送迎時の点呼等の手順、職員・運転手の役割分担を含む、児童の安全・確実な来所・帰宅のための安全管理の取組および役割分担を明確にする必要があります。 	
天候不順時の対応	13	天候不順時（大雨直後や降雪後、台風通過後等も含む）の事故防止のための対応について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●雨天時および大雨直後は用水路や河川の増水がみられるリスクがあります。また、台風通過後は木の枝やガラス片等の落下物、建物や遊具の破損や倒木等のリスクがあるため、外遊び時の対応・注意点をあらかじめ定めておくことが望まれます。 ●降雪時、降雪後の雪遊びでは、地面の凍結による転倒、屋根の雪やつららの落下、発汗による脱水などリスクがあるため、特に積雪地域等においては、雪遊び時の対応・注意点をあらかじめ定めておくことが望まれます。 	
事故・ケガ発生時の対応	14	事故やケガが発生した場合の処置、保護者への連絡、運営主体・市町村への報告について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●事故やケガが発生した場合には、応急手当等の初期対応のあり方が非常に重要です。少しの対応の遅れが命に関わることもあり得るため、職員は応急手当等の具体的な方法についてあらかじめ学んでおき、いざその場面に直面した際には迅速に対処できるようにしておく必要があります。そのためには、応急手当の方法を学ぶ機会に参加することも求められます。 ●事故やケガが発生した場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、保護者に連絡し、事故原因等については改めて具体的かつ丁寧に説明することが求められます。保護者へ連絡する際には、家庭の状況や保護者の心情に配慮しながら、誠意ある対応を心掛けることが重要です。なお、万が一、事故やケガが発生した場合の対応や連絡方法については、事前に保護者と共有しておくことが望まれます。 ●なお、重大事故が起きた場合には、放課後児童クラブの運営主体から市町村・都道府県を通じて厚生労働省および消費者庁に報告することが求められています。 	

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果 (※)
事故・ケガ発生時の記録	15	事故やケガが発生した場合の記録について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故やケガが発生した場合は、その発生時刻や場所、その内容や対応の経過について正確な時刻の記述も含めて記録しておく必要があります。発生時の状況を迅速かつ正確に記録することにより、その後の対応を適切に進めることができます。さらに、発生に至った経緯や事故・ケガの内容、発生後の対処等を記録することによって、それらの発生した原因や対処のあり方を検証し、その後の事故やケガの予防や対応に役立てることもできます。なお、これらの記録は、事故について報告や説明が求められる場合の基礎資料にもなります。 	
情報収集・活用	16	発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報の収集・分析、活用・共有について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故事例や事故につながりそうであったヒヤリ・ハット事例等の情報は、共有して対策のあり方を探ることで、多くの類似の事故を防ぐことにつながります。軽微な事故や結果的に事故に至らなかった事例であっても、一歩間違えれば重大な事故に発展していた可能性があることを踏まえ、事例の情報を収集して記録の上、原因や要因を分析することが望まれます。この際、分析のために必要な事項が明確になるよう記録の方法や様式を工夫し、検討しやすい状態にしておくとういでしょう。 ● また、一つの放課後児童クラブで起きた事例は、繰り返し起きたり、他の放課後児童クラブでも起きる可能性があるものです。実際に起きた事例を詳しく分析して教訓を引き出し、その内容を必要に応じて同一の事業者内あるいは市町村内の他の放課後児童クラブとも共有し、予防策にいかすことも考えられます。 	
損害保険への加入等	17	損害賠償保険、傷害保険等への加入および保護者への説明について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブに通う児童や職員の事故やケガ等で賠償すべき事態が発生する場合に備えて、必ず損害賠償保険に加入しておく必要があります。また、過失の有無に関わらずケガ等を保障する傷害保険等についても加入することが必要です。 ● なお、加入している保険の内容については、放課後児童クラブの利用の開始に当たって説明会あるいは書面で保護者に説明しておくことが必要です。 	
(3) 衛生管理（含む感染症対応）				
日常の衛生管理	18	手洗いやうがいの励行、施設設備の点検など日常の衛生管理について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が手洗いやうがい、身体・衣服の汚れへの対応等を日常的に行うなど清潔を保つための生活習慣を身に付けるよう援助し、児童と共に日常の衛生管理に努めることが求められます。職員は、日常の衛生管理に向けた取組のあり方や感染症や食中毒等の予防と対応等に関する基礎知識を習得した上で、日々の育成支援に当たる必要があります。また、衛生管理の観点から施設設備や備品等を定期的に点検することも求められます。 	
医薬品等の準え	19	必要な医薬品・医療品の備え・管理・使用について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管する場合は、適切に管理することが必要です。また、児童の衛生管理に当たって必要となる医薬品（医薬部外品等）の備えが求められます。 ● 医薬品等の例としては、体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類などが挙げられます。 ● 急な病気や事故に際しての児童の応急手当のためにAED等も備えておくことが望まれます。AEDを設置していない場合、AEDマップ等を参考にして、近隣でAEDを借りられるところがないか確認しておきましょう。 	

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果（※）
施設設備の衛生管理	20	施設設備の衛生管理（清掃・消毒、点検、記録等）について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブは、児童が集団生活を営む場であるため、多数の児童が共に生活する環境が清潔に保たれるように、日頃から手洗い場（蛇口等）、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳（カーペット）、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行います。施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要です。 	
おやつ提供時の衛生対策	21	おやつ提供時の衛生対策、点検項目について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●おやつ提供は、食中毒や事故の防止のための点検項目を定め、確認しながら行うことが必要です。また、おやつを提供する職員は、手洗いや爪切り、消毒等の衛生管理を徹底することが必要です。放課後児童クラブによっては、おやつ作りをするところもありますので、取り組むべき衛生管理の内容を明確に定めて、それを遵守することが求められます。 ●児童がおやつの準備等を職員と一緒にを行う場合は、児童も手洗い等を行い、爪の状態や傷の有無の確認等をして衛生管理を徹底します。その際には、食品の衛生管理とともに、使用する布きんやまな板等も消毒し、乾燥させるなどして食中毒対策をすることが必要です。これらの衛生管理上の留意点については、行事として調理等を行う場合も同様です。 	
食中毒発生時の対応	22	食中毒発生時の対応方針・対応手順について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒の発生が疑われる際には、職員は速やかに運営主体の責任者に報告し、責任者は必要な指示を行う必要があります。また、運営主体の責任者は、市町村の担当部局に迅速に、食中毒が疑われる者の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置をとることが必要です。これらの食中毒が発生した際の対応については、市町村、保健所等と連携の上であらかじめ対応の方針や手順を定めておくことが必要です。 ●食中毒が疑われる児童については、いつから、何を食べて、どのような症状なのかなど、状況を具体的に把握する必要があります。そして、速やかに保護者に連絡し、医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断された場合には、救急車を要請します。同時に、他の児童の様子も確認し、保護者への連絡等、必要な措置をとることが必要です。なお、嘔吐物や便等は、食中毒発生時の汚物処理等に対処できる用具や消耗品を用いて迅速に処理の上、消毒を徹底することが必要です。また、保健所の指示に従い、施設内の消毒、職員や児童の手洗いについて徹底することが必要です。なお、消毒薬にはいくつか種類がありますが、それぞれに異なる効果がありますので、適切な使用が求められます。 	
感染防止対策	23	感染症の発生状況に関する情報収集、感染防止対策について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症については、市町村、保健所や学校等と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努めることが大切です。 ●感染症が流行している時期には、特に衛生的な環境を整えるよう心掛ける必要があります。 	
感染症発生時の対応	24	感染症の発生や疑いがある場合の対応方針・対応手順（関係機関への連絡、二次感染対策等）について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が作成する感染症対策のマニュアル等の内容に従って、感染症等が発生した場合の罹患した児童に対する対応と感染防止に関する対策についてあらかじめ定めておく必要があります。 ●感染症が疑われる児童を発見した場合には、他の児童との接触を断つようし、保護者に速やかに連絡し、症状に応じて自宅安静や医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。嘔吐物や便等は、あらかじめ備えておいた感染症発生時の汚物処理等に対処できる用具や消耗品を用いて迅速に処理し、手指の消毒を徹底することが必要です。また、保健所の指示に従い、施設内の消毒、職員や児童の手洗いについて徹底することが必要です。 ●なお、感染症等の発生時の報告については、市町村の定める対処方針に沿って行い、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、連携して必要な措置を講じて二次感染を防ぐよう努める必要があります。 	

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果 (※)
食中毒／感染症対応方針の共有	25	感染症／食中毒発生時対応方針の保護者との共有について規定している。	● 感染症や食中毒が発生した際の対応方針・対応手順については、その内容を保護者にも伝えて、理解と協力が得られるようにしておく必要があります。	
(4)防災および防犯対策				
防災・防犯マニュアルの策定	26	市町村との連携のもとに災害時の発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成している。	<p>● 地震・津波、気象災害（台風、大雪、竜巻、雷等）、火災等の災害が発生した場合には、適切に対応し、速やかに避難行動をとることが必要です。そのために、放課後児童クラブの運営主体は、市町村の基本方針をもとに地域の特徴を考慮して防災対策のための計画およびマニュアルを作成し、その内容について全職員の間で徹底する必要があります。そして、対応方針についての情報を学校等の関係機関、また保護者と共有するとともに、それらの計画およびマニュアルを市町村や地域組織とも共有し、地域と連携した対応の仕組みを確立しておくことが重要です。</p> <p>● なお、火災の発生に備えた必要な対応として、消防法（昭和23年法律第186号）の規定により、放課後児童クラブの運営主体には、消防用設備等の設置・維持管理の義務や防火管理者の選任の義務、定期的な消防訓練の実施の義務があります。</p> <p>● 不審者が侵入した場合や近隣で不審者に関する情報を入手した場合に備えて、防犯に関する計画およびマニュアルを作成し、防災対策のための計画およびマニュアルと同様に、関係機関や保護者と共有しておくことも必要です。放課後児童クラブの置かれている環境や施設設備の状況等を考慮しながら、緊急事態発生時に児童の安全を守るために必要な対応について関係機関と協議し、確認しておくことが求められます。</p>	
避難訓練の実施	27	災害時の避難訓練、不審者等侵入時の対応訓練（実施状況の記録、改善策検討を含む）について規定している。	<p>● 災害や不審者侵入等の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、定期的に（少なくとも年に2回以上）避難訓練を実施し、非常時の対応行動や職員の役割分担、避難経路等について確認しておくことが必要です。</p> <p>● 避難訓練は、児童も参加して体験型で行うことが求められます。避難訓練を実施する際の時間帯についても、出席予定の児童が全員揃っている場合と揃っていない場合、学校からの下校途中に災害が生じた場合等、いくつかの場合を想定して行うことが適切であるといえます。また、児童と一緒に避難場所へ行く訓練や、児童を保護者に渡す訓練を行うなど、被害の状況に応じた避難行動の流れを確認することも望まれます。その際には、保護者や地域住民等に避難訓練の実施をあらかじめ伝え、理解や協力を得る必要があります。</p> <p>● なお、避難訓練を行った後は、実施状況等を記録し、改善策を検討することも重要です。</p>	
施設設備の点検、関係者との情報共有	28	施設・設備や周辺環境の防災・防犯の観点での点検、関係者との情報共有について規定している。	● 防災・防犯のためには、定期的な避難訓練の実施と併せて、施設、設備等や周辺環境についての点検、関係者・関係機関等との情報共有等、事前の備えを十分に行っておくことが必要です。	
関係機関との連携	29	市町村や学校等関係機関との連携・協力、共同訓練、情報共有について規定している。	<p>● 防災や防犯に関する訓練については、保護者や学校、警察や消防、その他の地域の関係機関や地域組織等と連携して行う必要があります。また、必要に応じて学校や地域の関係機関や地域組織等が実施する避難訓練に放課後児童クラブが参加することも望まれます。</p> <p>● また、地域における児童の安全確保や安全点検に関する情報の収集と共有については、市町村や学校等の関係機関と連携して取り組むことが望まれます。災害や不審者・犯罪等の発生に関わる情報の入手と、情報を入手した後の取扱いと共有の手順についてもあらかじめ関係者および関係機関間で取り決めておくことが望まれます。</p>	

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果 (※)
災害等発生時の対応	30	災害等が発生した場合の対応、緊急時の連絡体制、その内容の保護者・学校との共有について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等の発生時には、児童の安全確保を最優先にし、迅速に避難行動を起こすことが重要です。市町村やメディア等から情報を収集し、市町村や運営主体の責任者と連絡をとりながら、災害等の状況に応じた適切な避難行動や、保護者をはじめとする各所への連絡等の対応をとることが求められます。 ●また、災害等発生時の開所・閉所の判断基準については、児童の安全を最優先に考えて、あらかじめ市町村と協議して放課後児童クラブとしての方針を定め、その内容を連絡方法とともに保護者と共有しておく必要があります。 ●放課後児童クラブの開所時間中に災害が発生した際には、児童の安全確保の後、保護者、運営主体の責任者、市町村、学校等に早急に連絡をとることができるよう、緊急時の連絡体制を整備し共有しておく必要があります。同時に、電話がつかないなどにより保護者との連絡が十分にとれない可能性があることも考慮し、そのような状況下においても保護者が児童の状況を知ることができるように、安全確保の状況や避難場所等についての情報を所定の場所に掲示し通知するなどの対応も必要です。 ●保護者への連絡手段については、公式LINEアカウントを作成し、電話やメールと併せて、LINEメッセージ・LINE通話を連絡ツールとして活用している施設もあります。 	
火災・地震・気象災害発生時の対応	31	火災、地震・津波や気象災害（大雨、強風・竜巻、雷などによって生じる災害）が発生した場合の対応（気象警報発表時の対応を含む）について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●火災や自然災害の発生時に、関係者の共通認識のもと、速やかに的確な対応ができるようにするため、放課後児童クラブにおける災害対応の基本的事項、職員の組織体制および災害発生時の具体的な行動手順等を定めておくことが求められます。 	
不審者侵入時の対応	32	施設内に不審者が侵入した場合、近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合の対応、判断基準、関係機関との連携について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの敷地・施設内に不審者が侵入した場合、また放課後児童クラブの周辺や地域における不審者の情報がある場合の児童の安全確保のため、あらかじめ対応手順・役割分担を定めておくことが求められます。 ●事件発生後の児童、保護者や地域への説明、児童への精神的ケアについても定めておくことが望まれます。 	
災害時等の児童の引渡し対応	33	災害等が発生した場合の児童の引渡しについて規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●一定以上の規模の地震発生時、また災害等で避難した場合には、保護者に対し児童の引取り（お迎え）を依頼することが考えられます。 ●児童の引取りを依頼するケースがある場合には、保護者に適切に児童を引き渡せるよう、緊急時引渡しカード等を作成するとともに、引渡し手順を定めておくことが望まれます。 	
(5)来所および帰宅時の安全確保				
来所・帰宅時の安全確保	34	児童の来所および帰宅時の安全確保の対応（来所・帰宅状況の把握・連絡、来所・帰宅しない場合の対応、受け渡し時の対応等）について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童の来所および帰宅時の安全を確保するためには、放課後児童クラブが児童の来所や帰宅の状況について保護者との連絡をもとに確実に把握していることが必要です。 ●保護者から欠席や遅刻の連絡がないまま来所しない場合には、速やかに保護者あるいは学校に連絡をとって児童の居場所を確認します。また、保護者から児童が予定の時刻に帰宅していないなどの連絡があった場合にも、速やかに対応できるようにすることが必要です。 ●帰宅時の児童の迎えがある場合には、基本的にいつ誰が迎えに来るのかを事前に確認しておく必要があります。そして、通常送迎している以外の者が迎えに来る場合には、そのことについて保護者からあらかじめ連絡を受けることを徹底し、迎えに来た者が確かに保護者から依頼された者であることを確認することが必要です。 	

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

項目	ID	チェック項目	評価の着眼点（解説）	結果（※）
関係機関と連携した見守り活動	35	地域組織や関係機関等と連携した、来所・帰宅時の安全確保のための見守り活動等について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の来所および帰宅時の安全確保に関しては、保護者に児童の安全が確かめられる帰宅経路を設定するように伝えるとともに、放課後児童クラブもその帰宅経路を把握し、児童が来所および帰宅途中の安全に気を付けるように援助することが求められます。そして、自治会等の地域組織や警察をはじめとした関係機関等と連携、協力し、地域で児童を見守るようにして、不審者情報の共有や安全確保のための見守り活動を強化していくことが求められます。日頃から放課後児童クラブの様子を地域組織や関係機関等に伝え、児童の安全について話し合い、協力関係をつくっておくことが望まれます。 	
自動車を運行する場合の所在の確認	36	児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の乗車・降車時の所在確認の手順について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、所在の確認を行う必要があります。 ● 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、外部活動ほか児童等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となります。 	
研修	37	来所・帰宅時の安全確保に関する職員への周知・教育について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童来所・帰宅時の安全確保に関する対応手順について、職員に周知する必要があります。また、自治体等が主催する児童の安全に関する研修等に参加することも有効です。 	
対応手順の見直し	38	児童の来所・帰宅時の安全確保に関する対応手順の定期的な見直しについて規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する対応については、実際に有効に活用できるよう定期的に見直す必要があります。 	
保護者・児童への連絡・伝達	39	来所・帰宅時の安全確保に関する保護者・児童への連絡・伝達について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に対しては、欠席・遅刻時には放課後児童クラブに連絡すること、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等について児童と確認することなどを伝える必要があります。 ● 児童に対しては、「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通って帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」等の安全対策を伝える必要があります。また、併せて、危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店等に助けを求めることも伝える必要があります。 	
学校、地域との連携	40	自治体や教育委員会、学校等との来所・帰宅時の安全確保に関する情報共有について規定している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する対応手順については、学校に共有する必要があります。また、毎日の下校時刻、特別な事情で下校が遅れるときや来所・帰宅時の緊急的な情報等についても学校と共有する必要があります。 ● 地域における防犯対策について、警察、教育委員会、学校、自治体、地域の関係者等が参画した会合に出席し、防犯対策について意見交換を行うことが望まれます。 	
緊急時の連絡体制	41	保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関の緊急時連絡先の一覧を作成している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時に保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関と連絡を取り合うことができるよう、連絡先の一覧を作成する等、適切な体制を整えておく必要があります。 	

安全計画・安全対策見直しのためのチェックポイント（総括および今後の対応）

最終更新日： 年 月 日

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

大項目	項目	ID	チェック項目	結果 (※)	今後の対応策・対応時期
(1) 安全計画	安全計画の策定	1	安全計画を策定している。 ※令和6年3月31日まで努力義務		
	研修・訓練	2	安全計画において、職員への定期的な研修・訓練の実施について規定している。		
	保護者への周知	3	安全計画に基づく取組の内容等の保護者への周知について規定している。		
	計画の見直し	4	安全計画の定期的な見直し、必要に応じた変更について規定している。		
(2) 事故やケガの防止と対応 (含む救急対応)	事故防止マニュアルの策定	5	事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成している。		
	安全点検（危害要因の洗い出し）	6	日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するための、室内・屋外の環境の安全点検（遠足等行事の安全点検も含む）、点検結果を踏まえた必要な補修等の実施について規定している。		
	訓練・研修	7	事故防止マニュアルに沿った職員の訓練・研修について規定している。		
	児童への安全指導	8	児童が自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるための、職員による児童への安全指導について規定している。		
	食物アレルギー事故、窒息事故の防止	9	おやつ提供に際しての食物アレルギー事故、窒息事故等の防止対策、応急対応について規定している。		
	熱中症への対応	10	熱中症への対応として、熱中症の予防、熱中症発生時の対応について規定している。		
	プール活動への対応	11	プール活動中の事故への対応として、プール活動・水遊びにおける事故防止対策、事故発生時の対応について規定している。		
	バス送迎時における対応	12	送迎用バスの置き去り防止のための対応について規定している。		
	天候不順時の対応	13	天候不順時（大雨直後や降雪後、台風通過後等も含む）の事故防止のための対応について規定している。		
	事故・ケガ発生時の対応	14	事故やケガが発生した場合の処置、保護者への連絡、運営主体・市町村への報告について規定している。		
	事故・ケガ発生時の記録	15	事故やケガが発生した場合の記録について規定している。		

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

大項目	項目	ID	チェック項目	結果 (※)	今後の対応策・対応時期
	情報収集・活用	16	発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報の収集・分析、活用・共有について規定している。		
	損害保険への加入等	17	損害賠償保険、傷害保険等への加入および保護者への説明について規定している。		
(3) 衛生管理（含む感染症対応）	日常の衛生管理	18	手洗いやうがいの励行、施設設備の点検など日常の衛生管理について規定している。		
	医薬品等の準え	19	必要な医薬品・医療品の備え・管理・使用について規定している。		
	施設設備の衛生管理	20	施設設備の衛生管理（清掃・消毒、点検、記録等）について規定している。		
	おやつ提供時の衛生対策	21	おやつ提供時の衛生対策、点検項目について規定している。		
	食中毒発生時の対応	22	食中毒発生時の対応方針・対応手順について規定している。		
	感染防止対策	23	感染症の発生状況に関する情報収集、感染防止対策について規定している。		
	感染症発生時の対応	24	感染症の発生や疑いがある場合の対応方針・対応手順（関係機関への連絡、二次感染防策等）について規定している。		
	食中毒／感染症対応方針の共有	25	感染症／食中毒発生時対応方針の保護者との共有について規定している。		
(4) 防災および防犯対策	防災・防犯マニュアルの策定	26	市町村との連携のもとに災害時の発生に備えて具体的な計画およびマニュアルを作成している。		
	避難訓練の実施	27	災害時の避難訓練、不審者等侵入時の対応訓練（実施状況の記録、改善策検討を含む）について規定している。		
	施設設備の点検、関係者との情報共有	28	施設・設備や周辺環境の防災・防犯の観点での点検、関係者との情報共有について規定している。		
	関係機関との連携	29	市町村や学校等関係機関との連携・協力、共同訓練、情報共有について規定している。		
	災害等発生時の対応	30	災害等が発生した場合の対応、緊急時の連絡体制、その内容の保護者・学校との共有について規定している。		
	火災・地震・気象災害発生時の対応	31	火災、地震・津波や気象災害（大雨、強風・竜巻、雷などによって生じる災害）が発生した場合の対応（気象警報発表時の対応を含む）について規定している。		

(※) ○ 現時点では問題ない △ 改善の必要がある ▲ 大きく改善の必要がある × 実施していない

大項目	項目	ID	チェック項目	結果 (※)	今後の対応策・対応時期
	不審者侵入時の対応	32	施設内に不審者が侵入した場合、近隣での事件や不審者等の発生情報を得た場合の対応、判断基準、関係機関との連携について規定している。		
	災害時等の児童の引渡し対応	33	災害等が発生した場合の児童の引渡しについて規定している。		
(5) 来所・帰宅時の安全確保	来所・帰宅時の安全確保	34	児童の来所および帰宅時の安全確保の対応（来所・帰宅状況の把握・連絡、来所・帰宅しない場合の対応、受け渡し時の対応等）について規定している。		
	関係機関と連携した見守り活動	35	地域組織や関係機関等と連携した、来所・帰宅時の安全確保のための見守り活動等について規定している。		
	自動車を運行する場合の所在の確認	36	児童の移動のために自動車を運行する場合、児童の乗車・降車時の所在確認の手順について規定している。		
	研修	37	来所・帰宅時の安全確保に関する職員への周知・教育について規定している。		
	対応手順の見直し	38	児童の来所・帰宅時の安全確保に関する対応手順の定期的な見直しについて規定している。		
	保護者・児童への連絡・伝達	39	来所・帰宅時の安全確保に関する保護者・児童への連絡・伝達について規定している。		
	学校、地域との連携	40	自治体や教育委員会、学校等との来所・帰宅時の安全確保に関する情報共有について規定している。		
	緊急時の連絡体制	41	保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関の緊急時連絡先の一覧を作成している。		